令和５年第４回定例会

三　沢　市　議　会　会　議　録

第３号（令和５年１２月８日）

◎議事日程

第１　市政に対する一般質問

（本定例会に提出された事件）

第２　議案第57号　令和５年度三沢市一般会計補正予算（第４号）

第３　議案第58号　令和５年度三沢市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

第４　議案第59号　令和５年度三沢市食肉処理センター特別会計補正予算（第２号）

第５　議案第60号　令和５年度三沢市介護保険特別会計補正予算（第１号）

第６　議案第61号　令和５年度三沢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

第７　議案第62号　令和５年度三沢市水道事業会計補正予算（第１号）

第８　議案第63号　令和５年度三沢市下水道事業会計補正予算（第１号）

第９　議案第64号　令和５年度三沢市立三沢病院事業会計補正予算（第２号）

第10　議案第65号　三沢市特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第11　議案第66号　職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第12　議案第67号　単純な労務に雇用される三沢市職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

第13　議案第68号　三沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

第14　議案第69号　三沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第15　議案第70号　三沢市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について

第16　議案第71号　三沢市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

第17　議案第72号　三沢市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

第18　議案第73号　三沢アイスアリーナ改修事業機械設備工事請負契約の締結について

第19　議案第74号　三沢アイスアリーナ改修事業建築工事請負契約の締結について

第20　議案第75号　三沢アイスアリーナ改修事業電気設備工事請負契約の締結について

第21　議案第76号　公の施設の指定管理者の指定について（三沢市公会堂及び三沢市立中央公民館）

第22　議案第77号　公の施設の指定管理者の指定について（三沢市歴史民俗資料館）

第23　議案第78号　公の施設の指定管理者の指定について（三沢市屋内温水プール）
第24　議案第79号　公の施設の指定管理者の指定について（三沢市南山多目的ふれあい広場及び三沢市民運動広場）
第25　議案第80号　公の施設の指定管理者の指定について（三沢市民の森及び三沢市屋内ゲートボール場）
第26　議案第81号　公の施設の指定管理者の指定について（三沢市幸町駐車場及び三沢市交通防犯センター）
第27　議案第82号　公の施設の指定管理者の指定について（三沢市大町ビードル駐車場及び三沢市コミュニティマーケット）
第28　議案第83号　公の施設の指定管理者の指定について（三沢市立児童館）
第29　議案第84号　公の施設の指定管理者の指定について（斗南藩記念観光村）
第30　議案第85号　公の施設の指定管理者の指定について（三沢市営牧場）
第31　議案第86号　公の施設の指定管理者の指定について（三沢市食肉処理センター）
第32　議案第87号　公の施設の指定管理者の指定について（三沢市商工会館）
第33　議案第88号　公の施設の指定管理者の指定について（三沢市漁民研修センター及び三沢市漁民厚生施設）
第34　議案第89号　公の施設の指定管理者の指定について（三沢市漁港機能施設）
第35　議案第90号　公の施設の指定管理者の指定について（三沢市社会福祉センター）
第36　議案第91号　公の施設の指定管理者の指定について（三沢市コミュニティ集会施設）
第37　議案第92号　公の施設の指定管理者の指定について（古間木地区高齢者能力活用センター）
第38　議案第93号　公の施設の指定管理者の指定について（三沢市農民研修所）
第39　議案第94号　公の施設の指定管理者の指定について（三沢市野菜集出荷所）
第40　議案第95号　公の施設の指定管理者の指定について（三沢職業能力開発校）
第41　議案第96号　公の施設の指定管理者の指定について（三沢市漁業者等地域住民交流施設）
第42　議案第97号　公の施設の指定管理者の指定について（都市公園集会施設）
第43　議案第98号　令和５年度三沢市一般会計補正予算（第５号）

第44　総括質疑

第45　特別委員会の設置及び議案の付託

第46　特別委員会委員の選任

◎本日の会議に付した事件

第１　市政に対する一般質問

（本定例会に提出された事件）

第２　議案第57号　令和５年度三沢市一般会計補正予算（第４号）
第３　議案第58号　令和５年度三沢市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）
第４　議案第59号　令和５年度三沢市食肉

処理センター特別会計補正予算（第２号）

第５　議案第60号　令和５年度三沢市介護保険特別会計補正予算（第１号）

第６　議案第61号　令和５年度三沢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

第７　議案第62号　令和５年度三沢市水道事業会計補正予算（第１号）

第８　議案第63号　令和５年度三沢市下水道事業会計補正予算（第１号）

第９　議案第64号　令和５年度三沢市立三沢病院事業会計補正予算（第２号）

第10　議案第65号　三沢市特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第11　議案第66号　職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第12　議案第67号　単純な労務に雇用される三沢市職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

第13　議案第68号　三沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

第14　議案第69号　三沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第15　議案第70号　三沢市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について

第16　議案第71号　三沢市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

第17　議案第72号　三沢市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

第18　議案第73号　三沢アイスアリーナ改修事業機械設備工事請負契約の締結について

第19　議案第74号　三沢アイスアリーナ改修事業建築工事請負契約の締結について

第20　議案第75号　三沢アイスアリーナ改修事業電気設備工事請負契約の締結について

第21　議案第76号　公の施設の指定管理者の指定について（三沢市公会堂及び三沢市立中央公民館）

第22　議案第77号　公の施設の指定管理者の指定について（三沢市歴史民俗資料館）

第23　議案第78号　公の施設の指定管理者の指定について（三沢市屋内温水プール）

第24　議案第79号　公の施設の指定管理者の指定について（三沢市南山多目的ふれあい広場及び三沢市民運動広場）

第25　議案第80号　公の施設の指定管理者の指定について（三沢市民の森及び三沢市屋内ゲートボール場）

第26　議案第81号　公の施設の指定管理者の指定について（三沢市幸町駐車場及び三沢市交通防犯センター）

第27　議案第82号　公の施設の指定管理者の指定について（三沢市大町ビードル駐車場及び三沢市コミュニティマーケット）

第28　議案第83号　公の施設の指定管理者の指定について（三沢市立児童館）

第29　議案第84号　公の施設の指定管理者の指定について（斗南藩記念観光村）

第30　議案第85号　公の施設の指定管理者

の指定について（三沢市営牧場）

第31　議案第86号　公の施設の指定管理者の指定について（三沢市食肉処理センター）

第32　議案第87号　公の施設の指定管理者の指定について（三沢市商工会館）

第33　議案第88号　公の施設の指定管理者の指定について（三沢市漁民研修センター及び三沢市漁民厚生施設）

第34　議案第89号　公の施設の指定管理者の指定について（三沢市漁港機能施設）

第35　議案第90号　公の施設の指定管理者の指定について（三沢市社会福祉センター）

第36　議案第91号　公の施設の指定管理者の指定について（三沢市コミュニティ集会施設）

第37　議案第92号　公の施設の指定管理者の指定について（古間木地区高齢者能力活用センター）

第38　議案第93号　公の施設の指定管理者の指定について（三沢市農民研修所）

第39　議案第94号　公の施設の指定管理者の指定について（三沢市野菜集出荷所）

第40　議案第95号　公の施設の指定管理者の指定について（三沢職業能力開発校）

第41　議案第96号　公の施設の指定管理者の指定について（三沢市漁業者等地域住民交流施設）

第42　議案第97号　公の施設の指定管理者の指定について（都市公園集会施設）

第43　議案第98号　令和５年度三沢市一般会計補正予算（第５号）

第44　総括質疑

第45　特別委員会の設置及び議案の付託

第46　特別委員会委員の選任

◎出席議員（１７名）

議長	１番	堀　光雄	君
副議長	１１番	加澤　明	君
	２番	久保田　隆二	君
	３番	舩見　昌功	君
	４番	小比類巻　孝幸	君
	６番	遠藤　泰子	君
	７番	下山　光義	君
	８番	佐々木　卓也	君
	９番	奥本　菜保巳	君
	１０番	澤口　正義	君
	１２番	瀬崎　雅弘	君
	１３番	西村　盛男	君
	１４番	春日　洋子	君
	１５番	小比類巻　雅彦	君
	１６番	馬場　騎一	君
	１７番	堤　喜一郎	君
	１８番	森　三郎	君

◎欠席議員（１名）

５番　田嶋　孝安　君

◎説明のため出席した者（１５名）

市長	小檜山　吉紀	君
副市長	米田　光一郎	君
総務部長	蹴揚　光昭	君
政策部長	田中　浩	君
財務部長	吉村　聖毅	君
市民生活部長	田中　誠	君
健康福祉部長	大塚　勤光	君
経済部長	坂岡　敏行	君
建設部長	織笠　一任	君
上下水道部長	沼辺　慎也	君
総務部参事兼秘書課長	種市　俊之	君
三沢病院事務局長	遠藤　恵介	君

消　防　長　髙田義一君
教　育　長　山内康之君
教育部長　田辺正英君

◎職務のため出席した職員

事務局長　長根正登君
議事総務係長　白銀壮太郎君
主　査　星　佳奈美君

配付資料

◎予算審査特別委員会委員一覧表

議席番号	職　名	氏　名
１２番	委員長	瀬崎雅弘
１４番	副委員長	春日洋子
２番	委　員	久保田隆二
３番	委　員	舩見昌功
５番	委　員	田嶋孝安
６番	委　員	遠藤泰子
９番	委　員	奥本菜保巳
１８番	委　員	森　三郎

◎条例等審査特別委員会委員一覧表

議席番号	職　名	氏　名
１５番	委員長	小比類巻　雅彦
４番	副委員長	小比類巻　孝幸
７番	委　員	下山光義
８番	委　員	佐々木卓也
１０番	委　員	澤口正義
１３番	委　員	西村盛男
１６番	委　員	馬場騎一
１７番	委　員	堤　喜一郎

午前１０時００分　開議

○議長（堀　光雄君）　おはようございます。

出席議員は定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

これより、本日の会議を開きます。

○議長（堀　光雄君）　本日の議事は、お手元に配付、またはタブレットに配信しております議事日程第３号をもって進めます。

◎日程第１　市政に対する一般質問

○議長（堀　光雄君）　日程第１　市政に対する一般質問を行います。

佐々木卓也議員の登壇を願います。

佐々木議員。

○８番（佐々木卓也君）　おはようございます。市民クラブの佐々木卓也でございます。

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

まずは中小企業振興問題の地域企業のリスキリング環境整備への支援についてであります。

平成３０年版情報通信白書には、「ＩＣＴの浸透が人々の生活をあらゆる面でよりよい方向に変化させるＤＸ、デジタルトランスフォーメーションが進みつつある時代にあると言える。この変化は段階を経て社会に浸透し、大きな影響を及ぼすこととなる。例えば製造業が製品から収集したデータを活用した新たなサービスの展開や自動化技術を活用した異業種との連携や異業種への進出、シェアリングサービスの普及により、物を所有する社会から必要なときだけ利用する社会へ移行するなど、産業構造そのものが大きく変化していくことが予想され、ＤＸが進展することによって特定の分野、組織内に閉じて部分的に最適化されていたシステムや制度等が、社会全体にとって最適なものへと変貌すると予想される」と記載されています。

そのような中、リスキリングが国の政策としても大きく取り上げられました。令和４年１０月３日岸田首相が国会で所信表明演説を行い、リスキリング支援として人への投資に５年で１兆円を投じる計画に言及し、現在国による様々なリスキリング支援が行われています。

従業員のリスキリングはイノベーションを生み出し、新たな価値の創造につながると考えられ、成長分野への労働移動を促す作用も指摘されています。リスキリングにより生産性や収益力が高まれば、賃金の上昇も実現できると考えられます。そこで、必要となるのが全社的なリスキリングで、大きな変化の中で生き残るために重要性が増しています。

リスキリングが企業にもたらすメリットとしては、人手不足の解消が挙げられます。デジタル化に対応したスキルを見ていくと、生産性の向上につながるものが多くなっています。日々のルーチンワークが自動化されることで時間の節約などが見込まれ、確保された時間で必要な業務に取り組むことが可能になります。

一般的な人手不足もありますが、特に最近言われているのは、デジタル技術を用いて企業やビジネスに価値を提供することができる人材、いわゆるデジタル人材の不足です。足りないデジタル人材を新たに外部から獲得するのは難しいかもしれませんが、リスキリングによる取組を幅広く実施すれば、既存の従業員がデジタル人材としての役割を果たせるようになると思います。

そして最も重要なのは、デジタル技術を活用した新たな価値の創造が可能になるという点です。時代が変化する中、企業が生き残るために必要なのは競争力で、従業員にリスキリングを行うことでデジタル時代に通用する競争力を保持することができます。

地方における中小企業の人材不足や低賃金、非正規雇用、そして物価高、本年１０月の働く人１人当たりの実質賃金が昨年１０月と比べて２．３％減少し、物価の上昇に賃金の伸びが追いつかない、実質賃金１９か月連続マイナスとなりました。人々の暮らしが厳し

くなり、人口減少等も相まって、社会の閉塞感が危惧されている中、民間活力を最大限に生かしながら、この状況を打破し、地域を牽引してもらうためには、企業が元気になることが第一であると考えます。そのためには、人材育成や成長分野の開拓につながる企業におけるリスキリングが必要であり、その実現が賃金の上昇や正規雇用化、そして新たな雇用の創出につながるものと考えています。

市はこれまで、企業誘致や起業化支援事業にも取り組んできていますが、企業内で成長分野を創造していくことも若者を呼び込むＵ・Ｉターンにつながり、若者に夢と希望を与え、三沢市の人口減少に歯止めをかけ、町中に若者があふれ、身近に子供たちの声がたくさん聞こえるような活気あるまちの創造が期待できると考えています。

リスキリングの考えられる形として、個々の企業が自社の事業戦略の中で必要な人材育成を行い、時代に合った成長分野をつくっていくというような単独企業のリスキリングもあると思いますが、一方で、複数企業に対し産学金官が連携したリスキリングの実践の場を提供するなどの取組が最も効果的ではないかと考えています。その際、行政の役割として、リスキリングに係る情報収集・提供や、各企業に対し従業員がリスキリングに前向きに納得して取り組めるような環境づくりを促すこと、その上で広く参加企業の賛同を募ること、そして教育コスト負担の問題などが重要課題であり、最初は行政がリードしていくべきと思います。

講座はデジタル領域に特化したリスキリングのほか、語学や簿記、会計といった新しいツールやスキルなど、様々なリスキリングがあると思いますが、各参加企業は自社の成長戦略を見据え、その戦略にかなう講座を選択するという三沢市独自のリスキリング制度構築のため、市として早急に取り組んでいかなければならないと考えます。

そこで、地域企業のリスキリング環境整備への支援について、市の御見解を伺います。

続きまして、漁業問題のつくり育てる漁業に向けた取組の進捗状況についてでありますが、令和３年第１回定例会での私の一般質問における、三沢市の水産業を持続可能なものにするための沿岸の水産資源の増殖と保全、及び魚価の向上と漁業経営の安定化の取組として、三沢市としてホッキ貝の資源の増殖向上のため、国の交付金を活用し海底耕うん作業及び移殖放流を行っていることや、漁協が６次産業化の推進のため、食品加工品の開発や流通販売に対し積極的に取り組んでいることを踏まえ、魚市場から大消費地への直送出荷の販路確保や拡大に努めてまいりたいとの答弁があり、漁協をはじめ市としても水産業の振興のため懸命に取り組んでいることは想像に難くないところであります。

しかしながら、近年海水温の上昇や水産資源の減少などにより、スルメイカの２０２３年度実績は記録の残る１９９６年度以降、漁獲量、漁獲金額とも過去最低となったほか、サケも低迷が続き、ヒラメなど一部は好調だったものの漁港全体の漁獲量は２０２２年度同期比２６％減の約６４０トン、漁獲金額は同２４％減の約４億円になったとの新聞報道もあり、依然として漁獲の低迷が続いている状況の中、過去の答弁でも言及されていました、つくり育てる漁業の推進が漁業者の所得向上や経営の安定化につながり、本市の水産業を持続可能なものにするための新たな方策であると考えています。

本年７月にテレビなどでの報道によれば、カレイの王様とも呼ばれ希少な高級魚マツカワの全国で唯一稚魚の養殖事業に取り組む階上町にある青森県栽培漁業振興協会で、今年度の初出荷が行われたとのことでありました。同協会では２０２１年からマツカワの栽培漁業を目指して稚魚の生産を行っており、３月末にふ化した稚魚が体長８センチほどに成長し、約１万３，０００匹が職員の手で水槽からトラックに積み込まれ、外ヶ浜町三厩の養殖組合や中泊町の漁協に向けて出荷され、稚魚の出荷を始めて２年目の今年度は最終的

に１万８，７００匹を出荷する予定とのことであり、同協会では量産技術の開発と養殖体制の確立を進めたいとしていました。

しかし一方で、本年９月２０日の新聞報道で、今夏の猛暑で佐井村や六ヶ所村で養殖試験中の高級魚マツカワが大量死したことが確認され、青森県が技術開発など、高水温によるへい死を軽減する養殖方法の検討を進めると答弁したとの記事が載っていました。

このように、新たな魚種の養殖等においては、海水温の上昇など不測の事態が生ずることも予想され、その対策もしっかり進めていかなければならないところでありますが、現時点における三沢市のつくり育てる漁業への取組の進捗状況についてお伺いします。

以上で、一般質問を終わります。

御答弁のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（堀　光雄君）　ただいまの佐々木卓也議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（小檜山吉紀君）　おはようございます。

ただいまの佐々木議員御質問の中小企業振興問題の地域企業のリスキリング環境整備への支援については私から、そのほかにつきましては副市長からお答えをさせますので、御了承願いたいと存じます。

中小企業振興問題の地域企業のリスキリング環境整備への支援についてお答えいたします。

昨今におけるＡＩの発展やＤＸ化は、各企業での生産性向上はもとより、仮想空間ビジネスを含めたネット販売の拡大や自動運転の普及など、社会構造全体に及んでいくものとされております。このため、デジタル技術改革や人材不足問題等への対応を目指した地域企業におけるリスキリング環境の整備が今まさに求められております。

このような中、三沢市中小企業振興会議では、産学金官連携の下、中小企業振興に係る様々な検討を行い、市に対して提言されております。その提言書におきましても、リスキリングを含めた資格取得や各種研修会への参加支援など、人材育成に係る意見が述べられております。このため、市といたしましては、今年度からこれまでのＵ・Ｉターン人材確保支援事業を三沢市中小企業サポート補助金へリニューアルし、首都圏等からの人材確保に要する経費だけでなく、リスキリングも含めた従業員の人材育成に係る経費についても対象としたところでございます。

また、来年度からは、資格取得支援事業助成金についても統合し、さらに利用しやすく総合的な支援が可能となるよう、事業の検討を行うところであります。

議員御指摘のとおり、リスキリングによる従業員の育成は企業における生産性や収益力の向上だけでなく、従業員の賃金アップについても期待できるものでございます。このため、市といたしましても、地域企業の持続的成長を後押しするためのリスキリング等の人材育成について研究・調査を行い、中小企業に対する各種支援策等の検討を続けてまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

○議長（堀　光雄君）　副市長。

○副市長（米田光一郎君）　漁業問題、つくり育てる漁業に向けた取組の進捗状況についてお答えいたします。

当市はこれまでも、つくり育てる漁業の一環として、青森県や三沢市漁業協同組合との連携・協力の下、ホッキ貝の移植放流事業やその定着率を上げるための海底耕うん作業の実施をはじめ、サケ、ヒラメ、ホタテなどについても稚魚や稚貝の放流事業を実施するなど、水産資源の維持及び増大に努めてまいりました。

近年、地球温暖化による海水温の上昇や水産資源の減少など、漁場環境の変化が急激に進む中にあって、当市としても、つくり育てる漁業の推進は漁業者の経営の安定や後継者の育成につながり、ひいては当市の水産業を

持続可能なものとする上で重要かつ急を要する取組であると強く認識しております。

このような中、本年１０月三沢市漁業協同組合が主体となり、漁業者の所得向上を図ることを目的として、蓄養施設検討委員会が立ち上がりました。市では当該委員会に担当職員を派遣した上、この新たな取組を推進するための発案や情報提供等に努めているところでございます。

今後は当該委員会において、二、三年後をめどに経営上の採算性を考慮した上で、蓄養対象の魚種や蓄養施設の規模等の検討結果がまとまるものと承知しております。

市といたしましても、つくり育てる漁業、とりわけ蓄養は水産振興を図る上で非常に有効な手段の一つであると考えております。このため、蓄養施設の整備に係る国庫補助採択に向けた調査・研究をはじめ、今後三沢市漁業協同組合が策定する蓄養施設の整備計画の実施に際して、可能な限り支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（堀　光雄君）　佐々木議員。

○８番（佐々木卓也君）　御答弁ありがとうございました。

それではまず再質問ですが、地域企業のリスキリング環境への支援について再質問させていただきます。

まず、市当局といたしましては、リスキリングの必要性についてはしっかりと認識されているというふうなことで、そして、中小企業に対してもいろいろな支援策を検討するということでありました。

そこで、先ほども申し上げましたが、リスキリングに係る企業内の環境づくり、つまり企業の成長戦略の中で従業員は何を学ぶべきなのか、そして学んだことを実際にどこで役立てるのか、それがどのように評価されるのか、それをしっかりと明示して、従業員が前向きに納得して取り組めるような環境をつくることがまずは先決だと思っております。このことが、リスキリングの実施につながっていくものと思います。

そこで、各企業に対してリスキリングの必要性について、どのような気づきを、どのようにして気づきを促していくのか、再質問したいと思います。お願いします。

○議長（堀　光雄君）　答弁願います。

経済部長。

○経済部長（坂岡敏行君）　ただいまのリスキリングに対する各企業への気づきの点について、再質問にお答えいたします。

今年度から三沢市中小企業サポート補助金につきましては、人材育成に係る経費も対象としております。ただし、議員おっしゃるとおり、現在のＡＩ化とかＤＸ化、これは非常に目まぐるしく進んでおります。これに企業がなかなか手をつけられない、あるいは気づきが非常にスピード感についていけない等の問題は確かに我々も感じております。そのような中、来年度からは資格取得支援事業助成金も統合しながら、さらに使いやすい形で拡充していきたいなと考えております。

そのリスキリングの効果、これを優秀な人材の育成の確保や、あるいは従業員の賃金の向上、そして事業の効率化、企業のさらなる発展といった、こういった利点をしっかりと伝えるように周知していきたいなと考えております。

また、各企業や従業員が積極的にリスキリングに取り組めるような環境整備、こちらについても例えば講習会やセミナーの開催等、こちらを三沢市商工会及び三沢市雇用対策協議会と連携しながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（堀　光雄君）　佐々木議員。

○８番（佐々木卓也君）　ありがとうございました。

様々な内容が盛り込まれた、気づきに向かって進んでいくということでした。よろしくお願いしたいと思います。中小企業振興のため、しっかりと前に進めていただきたいと思います。

再々質問はございません。

次に、つくり育てる漁業に向けた取組の進捗状況についての再質問ということで、まず答弁の中で、「漁協を主体とした蓄養施設検討委員会が１０月に設置され、二、三年をめどに検討結果がまとめられる」ということで、市としての蓄養施設の整備計画実施への支援についても言及されていました。そこで、答弁の中にあった蓄養施設検討委員会について、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

それから、今まで２回の会議が開かれたということですが、現時点で話が出ている魚種等があれば、差し障りのない範囲でお答えいただきたいと思います。お願いいたします。

○議長（堀　光雄君）　経済部長。

○経済部長（坂岡敏行君）　ただいまの再質問、蓄養施設検討委員会の詳細といいますか、それについてお答えいたします。

まず、三沢市漁業協同組合が立ち上げました蓄養施設検討委員会につきましては、漁協の組合長を委員長として、漁協副組合長及び漁協役員、あと漁協の小型船部会、青森県漁連、仲買人組合、三沢市をメンバーの構成としております。また、必要に応じて専門家を招聘するというふうに伺っております。今年度は５回の委員会が開催される予定となっておりまして、現在そのうち２回の開催がもう終了しております。

その中で、対象魚種についても当然話し合われておりまして、その条件として、販売価格が高いもの、安定的な流通及び販路が確保できるもの、稚魚等の確保が容易なものといったところが現在意見として上がっております。具体的な魚種としますと、ヒラメ、マツカワカレイ、アナゴなどの魚種が上がっております。いずれにしましても、まだ検討段階、まだ２回目を終了したところでございます。

今後、漁協からは先進的な実施団体等のメリット・デメリット等も調査しながら、飼育の管理の難易度あるいは経営上の採算性もしっかりと見極めながら、事業化の可否について判断していく予定であるというふうに伺っております。

以上でございます。

○議長（堀　光雄君）　佐々木議員。

○８番（佐々木卓也君）　ありがとうございました。

蓄養施設検討委員会におかれましては、本市の地域の特性に合う、そして持続可能な水産業につながるような魚種の選定等について、しっかりと検討していただきたいと思います。

再々質問はございません。

終わります。

○議長（堀　光雄君）　以上で、佐々木卓也議員の質問を終わります。

それでは、一般質問を次に移ります。

奥本菜保巳議員の登壇を願います。

奥本議員。

○９番（奥本菜保巳君）　おはようございます。日本共産党、奥本菜保巳でございます。

それでは、市政に対する一般質問として、基地問題、教育問題について、通告順に質問をさせていただきます。

まず、基地問題の１点目、基地内における泡消火剤の流出問題について伺います。

現在、全国の米軍施設周辺、工場周辺から相次いで、有機フッ素化合物が検出され社会問題となっています。三沢市でも昨年１月に米軍基地から有害物質である有機フッ素化合物を含む泡消火システムの水が基地外に流出し、国と県、三沢市が手分けし、今なお定期的に水質調査を継続しているところです。

私は有害性が指摘されている当該化合物について、将来的にその影響が健康被害につながることを懸念し、今回も取り上げます。

今年６月の私の一般質問では、有機フッ素化合物の通称ＰＦＡＳが４，７３０種類あり、環境の中で数千年も分解されないことから、永遠の化学物質と呼ばれていること、国連の条約、ストックホルム条約では、２００９年にＰＦＯＳ、２０１９年にはＰＦＯＡの製

造、保有、使用が禁止されていること、国内では、ＰＦＯＳ、ＰＦＯＡについて国が２０２１年までに製造や使用を原則禁止しました。

ＰＦＡＳの毒性については、米国環境保護庁ＥＰＡによる専門家の研究により、一定レベルのＰＦＡＳにさらされると、様々な健康被害の可能性が高くなることが指摘され、生殖への影響、妊娠中の女性における生殖能力の低下や高血圧の増加、子供の発達の遅れ、低出生体重児、骨の変化、がんのリスクの増加、前立腺がん、腎臓がん、コレステロール値の上昇、乳がん、甲状腺疾患などの発症リスクが高くなることが指摘されております。

そうした懸念から、６月当市における水道水の水質検査について質問をいたしました。担当課からは、「今年市内全４か所の配水場で実施したところ、１か所から３ナノグラムが検出された」との報告がありました。基準値を大きく下回っているということでした。

この報告を受けて、ある市民の方から基地の中ではどうなのかという声が上がりました。泡消火剤の流出当初、基地内での水質調査の結果では、施設区域内のため池エリアにおいて１リットル当たり１５８ナノグラムから３２６ナノグラム、排水処理施設から１リットル当たり９４０ナノグラムから２，０７９ナノグラムのＰＦＯＳ等が検出されております。基準値５０ナノグラムをはるかに超える高い濃度のＰＦＡＳ、ＰＦＯＡが検出されたことから、基地内で働いている日本人労働者への影響はどうなのかと懸念する声が上がりました。

そこで、基地内の水道水の水質検査の実施状況や安全対策について、どのように対応されているのか伺います。

次に、泡消火剤流出問題の２点目について伺います。

１１月１１・１８日合併号の週刊現代の記事によりますと、「米軍基地で働く日本人消防隊員たちが、泡消火剤に含まれる有害な有機フッ素化合物の体への影響を心配し、血液検査を防衛省に求めたところ、防衛省は、血中濃度と健康影響についての国際的な知見がないため、実施する予定はないと、取材に答えた」とありました。当事者にとっては、国際的に有害であると指摘されている有機フッ素化合物を扱ってきたのですから、心配になるのは当たり前のことではないでしょうか。三沢市民の中にも、基地内で働く消防隊員がいらっしゃいます。防衛省の回答には怒りを覚えます。

そこで、防衛省に対し、市として事実確認を行い、希望する日本人消防隊員への血液検査を実施するよう申し入れるべきと思います。当市の見解を伺います。

続いて、基地問題の２点目、米兵による事件・事故の実情について伺います。

去る１０月８日早朝４時に、米兵が運転する車が被害者宅に突っ込み、被害者の車、物置、外壁の一部を破損するという事件が起きました。当初は事故を起こした犯人がその場から逃げたため、犯人を逮捕することができませんでした。事故から４時間後、被害者の親戚の方が犯人の事故車両からの油漏れの痕跡をたどり、犯人宅を突き止め、そこには大きく破損したＹナンバーの車が駐車してあったそうです。警察には被害届を出しましたが、犯人は当初否認し続け、なかなか解決に至りませんでした。

米兵の事件・事故では、地位協定の壁があります。日米地位協定１７条には「公務中の米軍関係者が事件・事故を起こしても、現行犯以外日本側は逮捕できない。裁判権はアメリカ側にある。公務外の米軍関係者でも、犯人が基地内にいる場合は、日本側が起訴するまでは身柄を引き渡さなくてもよい」となっています。基地内に逃げ込めば、日本の警察は加害者を拘束できなくなります。また、公務外の事件・事故の場合は、加害者が賠償することになっており、被害者が賠償請求できる期間は２年しかないということです。今回の事案も含め、米軍関係者の事件・事故は日本の法律で裁くことができないということに

なっております。

三沢市内ではここ数年、コロナ禍もあってか米兵による飲酒運転による事件・事故の報道はありませんでした。しかし、今回の事案を受け、実際には米軍関係者による事件・事故により三沢市民の安全が阻害されている事実があるのではないか。報道されないだけで、事故が繰り返されているのではないかと感じました。

そこで伺います。ここ数年における米兵による事件・事故の件数、その詳細について。また、それを受けての再発防止策について、当市の対応を伺います。

次に、教育問題の１点目、学校給食費の無償化について伺います。

学校給食の無償化についての質問は、今回で３回目となります。なぜしつこく学校給食費無償化を取り上げるのかと申しますと、子育てするお母さんたちから、おいらせ町では無償化にしているのに、なぜ三沢では無償にしないのかという声があるからです。そして、子育てには子供１人を育てるのに１人１，０００万円から３，０００万円かかると言われ、子育て世帯にはかなりの経済的負担が重くのしかかっています。さらに現在、物価高騰が子育て世帯の家計を直撃しています。また、日本国憲法では、義務教育は無償にするとうたっており、給食も食育という教育の一環であり、子供の食の権利を保障するという理念の下、実施されるべきものと思っています。

しかし、当市における学校給食費の無償化については、国、県の動向を見ながら段階的に進めていくとしています。まず、第１段階では、就学援助制度の中における準要保護児童への補助項目の中で給食費だけを無償にする世帯数を拡充するため、所得の上限を生活保護基準の１．３％から１．４％に引き上げました。そして次に、第２段階の内容については、私の６月議会の一般質問におきまして、田辺教育部長から「多子世帯、子供３人以上の世帯の３人目から無償にする」との回答を頂きました。開始時期については、後日開催された特別委員会で、来年度４月から実施するとの答弁がありました。

そこで、第１段階、第２段階の事業でどれだけの成果があるのか。その事業内容として、対象となる人数とその事業費、事業効果について伺います。

次に、教育問題の２点目、教職員における学校給食費等の徴収に関する負担軽減策について伺います。

文科省では、「学校の抱える課題の複雑化、困難化が進んでいる中において、業務負担を軽減し教育の質の向上を図るために、教師を取り巻く環境を見直し、時代の変化に合わせて学校現場における業務の在り方をリニューアルしていくことが必要です」とあります。また、県が進める学校における働き方改革プランの取組の中では、学校給食費等の徴収に関する負担軽減への取組の必要性が指摘されております。

さて、当市における小中学校の学校給食に係る事務作業、滞納世帯への徴収などはいまだに教職員が関わっています。給食の事務作業では、学校ごとで担当者が違うとお聞きしました。主に養護教諭、いわゆる保健室の先生が担当しているケースが多いとも伺いました。給食費の徴収では、現在は口座振替となっていることから、担任の先生の負担は軽減されているということでした。滞納世帯に対する徴収についても、近年では減少傾向にあり、担任ではなく管理職が担当しているケースが多いとのことでした。しかし、教職員が担当するのは給食費だけではなく、教材費やＰＴＡ会費などもあります。そして、これらの実務は本来教師の仕事と言えるのでしょうか。

文科省の令和５年３月の全国の学校における働き方改革事例集の中では、「教師が教師でなければできないことに全力投球できる環境を整備することが重要です」とあります。給食費、教材費、ＰＴＡ会費などの事務作業は教師でなければできないことでしょうか。

改善が必要だと思います。

そこで、昨今の教員の働き方改革の一つ、事務作業の負担軽減策について、当市としてどのように改革していくのか、見解を伺います。

以上で、壇上からの一般質問を終わります。

○議長（堀　光雄君）　ただいまの奥本菜保巳議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（小檜山吉紀君）　ただいまの奥本議員御質問の基地問題の第２点目、米兵による事件・事故については私から、そのほかにつきましては、教育長並びに担当部長からお答えをさせますので、御了承願いたいと存じます。

まず初めに、米軍人等による事件の発生件数につきましては、令和３年度から現在まで２件となっており、その内容は、一つ目として、令和５年２月に米軍三沢基地に勤務する米国籍の軍属が自宅において乾燥大麻を所持していたとして逮捕された事件、二つ目として、同年１０月に米軍人が市内の住宅に正当な理由なく侵入した疑いで現行犯逮捕された事件となっております。

これらの事件については、米軍三沢基地司令官、東北防衛局長など、関係機関に対し、綱紀粛正と教育の再徹底を図り、再発防止に努めるよう強く要請をしたところであります。

次に、米軍人等による交通事故の発生件数につきましては、人命に関わるものや悪質な交通違反による事故は三沢防衛事務所を通じ市に対し報告がありますが、令和３年度から現在までそういった報告はございません。

なお、三沢警察署管内における米軍人等を含む外国人による交通事故発生件数は、令和３年度において物損事故が９２件、人身事故が１０件、管内全体に占める割合は物損事故が６％、人身事故が７％となっており、また令和４年度における物損事故が１４６件、人身事故が２２件、管内全体に占める割合は物損事故が９％、人身事故が１３％となっております。

米軍人等の私有車両につきましては、自動車損害賠償責任保険の契約が締結されているものでなければ運行できないとされており、さらに被害者救済を万全なものとするため、平成９年以降、任意自動車保険への加入が義務づけられていることから、事故の大部分については、日本人同士の事故と同様に当事者同士の示談により解決されているものと考えておりますが、解決が難しいケースについては、国が責任を持って対処に当たっているものと認識しております。

今後におきましても、市民の日常生活を脅かす事件・事故は長年築き上げてきた友好・信頼関係に多大な影響を及ぼすことから、様々な機会を捉え、関係機関に対し、再発防止に向けて申入れしてまいります。

私からは以上であります。

○議長（堀　光雄君）　政策部長。

○政策部長（田中　浩君）　基地問題の基地内での泡消火剤流出問題についての第１点目、米軍三沢基地内における有機フッ素化合物に対する対応策についてお答えいたします。

先般、東北防衛局から受けた説明によりますと、米軍三沢基地においては令和４年１１月までに有機フッ素化合物、ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡを含む旧式水性膜泡消火薬剤の撤去と廃棄を実施し、原料としてＰＦＯＳ及びＰＦＯＡを含まない新式組成の水性膜泡消火薬剤と交換したとのことであります。

また、米軍三沢基地内の飲料水については、本年８月に米軍が実施した定期検査において、アメリカ合衆国環境保護局が設定する生涯健康勧告値である１リットル当たり７０ナノグラムを超える７０．３ナノグラムのＰＦＯＳ及びＰＦＯＡが検出されたことから、これらの濃度を低下させるための措置を講じ、再検査をした結果９．１ナノグラムとなったとのことでございます。

なお、米軍三沢基地によりますと、米軍基地内の飲料水におけるＰＦＯＳ及びＰＦＯＡの検査については、平成２８年以降実施されており、検査結果値が基準値以内であれば２年ごとに検査を実施、基準値を上回った場合には、再検査の結果が２回続けて基準値を下回るまで、半年に１回検査をすることが義務づけられているとのことでございます。

次に、基地問題の基地内での泡消火剤流出問題についての第２点目、米軍三沢基地で働く日本人消防隊員に対する血液検査の実施について、お答えいたします。

当該週刊誌に掲載された米軍基地で働く日本人消防隊員が、国に対して血液検査の実施を求めているという記事について、防衛省に確認したところ、防衛省から当該週刊誌に対し、「血液検査について、現時点では国際的にもＰＦＯＳ等の血中濃度と健康影響との関係を評価するための科学的知見はまだ確立されていないものと承知している。その上で環境省では専門家会議を設置し、本年７月に対応の方向性を取りまとめるとともに、現在内閣府の食品安全委員会において、有機フッ素化合物、ＰＦＡＳワーキンググループを設置し、ＰＦＡＳに関わる健康影響評価のための調査・審議を行い、最新の情報収集に努めていると承知している。防衛省としては、これらの動向を踏まえ関係省庁と連携し、必要な対応を行っていく考えである。」と回答しているとのことでございます。

また、国に対して、市として希望する日本人消防隊員に対し、血液検査を実施するよう申し入れるべきとのことでございますけれども、現時点で市に対しそのような申入れはなく、国からも情報提供がないことから、今後の状況を注視してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、基地に起因する諸問題については国の責任において対処すべきものと考えております。

以上でございます。

○議長（堀　光雄君）　教育長。

○教育長（山内康之君）　教育問題の第２点目、学校給食費等の徴収に関する負担軽減策についてお答えいたします。

教育委員会といたしましては、平成３１年１月の中央教育審議会答申において、「未納金の督促等も含めた学校徴収金の徴収管理について、基本的には学校教師の本来的な業務ではなく、学校以外が担うべき業務であり、地方公共団体が担っていくべきである。仮に学校が担わざるを得ない場合であっても、地域や学校の事情に応じて事務職員等に業務移譲をすべきであり、教師の業務とすることは適切ではない」とされていることとともに、特に学校給食費については、公会計化及び地方公共団体による徴収を基本とすべきとされていることは承知しているところでございます。しかしながら、学校給食費を公会計化し、徴収管理を教育委員会事務局等が担った場合、業務システムの導入費用や保守管理費等のランニングコスト、人員確保が必要なことから、現在まで公会計化ができていない状態であります。このような中、学校給食センターでは、今年度から学校と給食費未納者の情報を共有し連携して徴収することで、教職員の負担軽減を図っております。

なお、先般宮下県知事が給食費などの子育て経費の無償化について、県内全市町村が一律にそろう形で無償化政策を開始したいとの考えを示したところであり、完全無償化となった場合には、学校給食費の徴収管理業務自体が不要となりますことから、今後の県の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（堀　光雄君）　教育部長。

○教育部長（田辺正英君）　教育問題の第１点目、学校給食費無償化についてお答えいたします。

当市の段階的給食費無償化の第１段階、就学援助制度における学校給食費援助の拡充については、要保護・準要保護世帯に対する補助のほか、令和３年度からは所得超過により

準要保護児童生徒援助費の認定基準に満たない世帯についても、基準額への掛け率の拡充によって、学校給食費のみ援助費として支給する拡充策を講じております。しかしながら、保護者には周知をしているものの申請者が極めて少ない状況であり、今年度は１１月末現在で認定されているのは３名となっております。

次に、第２段階としての多子家族学校給食費助成金交付制度につきましては、小中学生が３人以上いる世帯へ３人目以降の給食費を全額助成する制度でありまして、来年度から実施する予定としております。助成対象者は約１５０名で、助成総額は約７１０万円となっております。これにより多子家族の経済的負担が軽減されるものと考えております。

以上でございます。

○議長（堀　光雄君）　奥本議員。

○９番（奥本菜保巳君）　御答弁ありがとうございました。

それでは、質問順に再質問をさせていただきたいと思います。

まず、基地内有機フッ素化合物流出問題についてですけれども、今現在飲料水の定期検査によって、アメリカ環境保護局が設定する生涯健康勧告値である１リットル当たり７０ナノグラム、日本では５０ナノグラムなのですが、今現在アメリカのほうがかなり厳しくて４ナノグラムにするというような、２０２３年、というようなことで、かなり厳しい数値を今設定するとしているのですね。今回米軍基地内では濃度を低下させるための措置を講じて、基準値をオーバーしたらきちんと引き下げる、こういうふうなことをしているということで、飲み水は安全だということですね。

しかし、ＰＦＯＡが健康被害を及ぼすことが認知されたというのはここ数年なのです。ですから、私が懸念しているのは、有害であると知らずにＰＦＯＡ、ＰＦＯＳが含まれる泡消火剤を数十年ずっと使い続けてきた。そして、２０１２年にも三沢で、これ公表とか防衛省のほうからも知らされていないのですけれども、そういったところで調査を、アメリカのそういう文書の中で、２０１２年に三沢でもＰＦＯＳの検出が基地外のところにも検出されたというようなことも、正式なアメリカの文書であったということが明らかになっているのです。

そういう中で、今大丈夫だということなのですけれども、土壌中、そしてまた地下水、こういったところの汚染、どのぐらい広がっているかということが問題だと思うのですね。そして、分解されない、永遠の化学物質とも言われていて、どこかに行っているわけですよ。移動しているわけです。これはきちんと除染というか、あれしないと、ずっと残り続けるものですから、体内に取り込まれるとずっと蓄積されるということなのです。ですから、汚染源とされる基地内での汚染の実態調査、土壌中、土の中、地下水、このＰＦＯＡ、ＰＦＯＳの除去の対策、今どういうふうになっているのかということも求めていく必要があると思うのですけれども、それについての見解をお願いします。

○議長（堀　光雄君）　政策部長。

○政策部長（田中　浩君）　ただいまの再質問にお答えいたします。

基地内における土壌の調査ですとか、様々なＰＦＯＳ関係の実態がどうなっているのかというような調査について、お答えしたいと思います。

まず、米軍基地内での土壌検査については、実施されているか否かというのは当市では把握しておりません。けれども、米軍三沢基地の飲料水、取水している箇所、地下水になりますけれども、ここについては、先ほど言ったとおり、措置を講じて基準値内に収めているということになりますけれども、ここが地下水への影響が懸念されることについては、これは当然米軍が責任を持って対処すべき問題であるというふうに考えておりますので、市とすればそのように対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（堀　光雄君）　奥本議員。

○９番（奥本菜保巳君）　ありがとうございます。

再々質問なのですけれども、今きちんと地下水への影響とかそういったことについては米軍にしっかりと処理していただくということで安心しました。ぜひこれは様々な日米のいろいろな条約等で地位協定もありますし、壁があるのですけれども、しっかりと対応していただきたいというふうに思います。

もう１点、ちょっと気がかりなのが、今在日米軍の横田基地、嘉手納基地以外の米軍基地でＰＦＯＳ、ＰＦＯＡを含まない泡消火剤に替えたと、三沢でももう替えているのですよね。替えたわけですけれども、米軍のほうで古い泡消火剤を焼却処分したというふうなことを発表しているのですけれども、焼却処分されたのか、そのまま今の時点では保管しているのか、そのあたりの確認も必要だと思うのですよ。これからまた、凍結がまず原因だったわけですよね、前回の。そういった部分で、それを簡単に処分、撤去した、廃棄したというけれどもどこに廃棄したのということになるし、そういう部分では、この辺も影響を考えると確認する必要があると思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（堀　光雄君）　政策部長。

○政策部長（田中　浩君）　ただいまの再々質問にお答えいたします。

先ほど答弁のほうで令和４年１１月に撤去と廃棄を完了したというふうに申し上げましたけれども、廃棄については当然専門の業者によりまして、これは焼却処分をしております。というようなことで、基地内に現在はこれらについての、ＰＦＯＳを含む泡消火剤、薬剤については保管、保有はしてございません。

以上でございます。

○議長（堀　光雄君）　奥本議員。

○９番（奥本菜保巳君）　ありがとうございます。

きちんと焼却したと、処分したということなのですけれども、それは疑うわけではないのですけれども、じかに立ち会ったわけではないですよね。そういう部分でしっかりと、なかなかきちんと処分しているかどうかというのは、後から出てくるケースもあるので、やはりこれは本来であれば、現場立ち会ってきちんと確認しなければならないことだと思いますので、その辺もしっかり対応していただきたいというふうに思います。

次に、基地内の消防隊員への血液検査の実施について、再質問をさせていただきたいと思います。

アメリカのほうでは、やはりＰＦＯＳ、ＰＦＯＡの有害性という、いろいろな知見等も合わせて、そして実際に実害、健康被害を受けた、がんで亡くなったということがもう問題になっているので、進んでいるわけですよ。アメリカでは任意ですけれども、基地の消防隊員の身体検査で有機フッ素化合物の血液検査を実施していると。アメリカではこういうふうに積極的な対策を取っています。アメリカアカデミーでは最新の科学的知見に基づいて住民の血中濃度に対するガイダンスをつくり、一定の指標値を超えた人には精密検査の必要を示すなどの医療的ケアも指針を示しているのです。

国際がん研究機関、国際ですから、ＷＨＯ関連の下部組織だと思うのですけれども、国際がん研究機関は今月１２月１日、つい最近ですね。１２月１日に、ＰＦＯＡについて４段階の評価で最も高い発がん性があるというふうに段階を引き上げたのですね。ですから、大変やはり私たちもＰＦＯＡに関しては、敏感に取り組んで、真剣に取り組んでいかなければならないと思っています。

今防衛省のほうは環境省、外務省とか様々な組織で対応するということなのですけれども、環境省ではＰＦＡＳに対する総合戦略検討専門家会議というのを設置して、その対策に取り組んでいる。７月２５日に開催された専門家会議では、一定の住民を対象に試験的

に実施している住民の血液検査を、全国規模に広げる方針を示しています。しかし、汚染源がある地域住民全体を対象にするというものではないのだそうです。ですから、この三沢が対象になるのかどうなのかというのは、はっきり分からないのですけれども、そこで、当市としてこのあたり、環境省と長年にわたる消火訓練において、泡消火剤は使ってきた日本人消防隊員、そして基地従業員、基地周辺住民、自衛隊の方もいらっしゃいますけれども、そういった方々の血液検査の実施というものを、希望する方ですけれども、要望するべきではないかなと、環境省のほうに。今全国的に血液検査、規模を広げると言っているわけですから、三沢をぜひ対象にしてほしいというふうなことを申し出る必要があるのではないかと思うのですが、それについての見解をお願いします。

○議長（堀　光雄君）　政策部長。

○政策部長（田中　浩君）　ただいまの再質問にお答えいたします。

米軍基地内で働く基地従業員の血液検査、あるいは自衛隊とかその周辺というようなことの血液検査を申し入れるべきではないのかということでございますけれども、まず米軍の血液検査をしているということに関しては、市ではちょっと承知はしておりませんけれども、先ほど言った基地従業員の健康問題については、先ほど来言っていますように、国が責任を持って対処すべきものと考えておりますけれども、答弁の中で防衛省では関係省庁と連携して必要な対応を取っていくというようなことでもございましたので、そのことを市としては動向を注視してまいりたいと考えております。

ただ、市に対して何らかの申入れがあったときには、あるいは市民の皆様に被害の影響が出ると判断したときには、それは当然対処してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（堀　光雄君）　奥本議員。

○９番（奥本菜保巳君）　御答弁ありがとうございます。

やはり三沢市民のことなので、もちろん必要に応じて対応するというのは分かるのですけれども、もうちょっと当事者感覚で物を言ってほしいなというふうに感じますね。確かに今国、そして環境省のほうで進めているということなのですけれども、やはり市民の安心・安全や命を守るというのが行政の仕事なので、幾ら国がどうのこうのという、国の動向ではなくて、市がやはり先導して、先行して、市民の命に関わることだとか、健康に関わることだとかということに対しては、きっちりと強い対応をしていかなければならないと私は思います。そのことを申し上げて、次の米軍関係者の事件・事故のほうの質問に移ります。

今回やはり新聞等では飲酒運転とか大きな事件・事故というのが今までコロナ禍もあってなのかなと思っていたのですけれども、やはり交通事故というのがすごい多いのだなというふうに感じております。

先ほども厳しい対応を取っていると、司令官に対してもですね。二度とこんな悪質な事件・事故、特に今被害者に対する補償、保険がきちんと下りるということで、補償についてはきちんと対応できていると思うのですけれども、今回の場合は逃げたわけですよね。そしてなおかつ犯人が、加害者が逃げて、早朝４時だったので、そのまま逃げてしまった。本人はどうしても証拠がこれだけあるのに否認したわけですよね。なおかつ飲酒運転だったので、覚えてないというふうなことも言っているそうなのですけれども、そういうふうな事態がありまして。被害者の方は本当に困っていたのですね、どうしていいのかなと。警察に一応事故証明というか何というのですか、被害届を出しているのだけれども、全く音沙汰がない、どうなるのだろうと。自分は何したわけでもないのに、なぜこんな目に遭わなければならないのかということで、大変困惑していたし大変怒っておりました。そういう中で、どうすればいいのだろう、こ

ういう場合はということで、大変困惑していたので、今回の事案を受けて、例えば米兵、米軍関係者との事件というか、交通事故等で相談を、どうしていいのか分からないという状況で、もう警察にしか電話して確認することができなかったのだけれども、警察は調査中ですとしか言わないわけです。防衛省も警察から何も言ってこないので何もできませんというような対応で、今みたいにきちんと補償がしっかりしているということも伝えるだけでも大変安心すると思うのですね。そういうことも知りませんでしたし、ですから、こういった事件・事故を困惑している、どうしていいのかという方々へのこういう相談を受ける体制というのが、私は必要だと思うのですけれども、それについての見解をお願いします。

○議長（堀　光雄君）　政策部長。

○政策部長（田中　浩君）　ただいまの再質問にお答えいたします。

まず、先ほど来話が出ておりました米軍の方が、加害者が逃げたというふうなお話でしたけれども、市ではそのようなことに関しては承知はしてございません。事故が起きたことは知っていますけれども、その詳細については報告を受けていないのが実情でございます。

被害を受けた方が相談できず困っていたということに関しましては、まずは警察当局、それから国が責任を持って対応することは当然ですけれども、相談体制については、米軍人にかかわらず、いろいろな問題、市民もそうなのですけれども、これは当然市のほうで対応できるものになりますので、相談体制は今後も市民の立場に立って、寄り添った対応をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（堀　光雄君）　奥本議員。

○９番（奥本菜保巳君）　ありがとうございます。

相談体制が整っていれば、いろいろな相談ですよね。けれども、市民の方は分からないでいるのですよ。ですから、その辺で、こういった事案はこういうところにきちんと相談に行けるということを周知する必要があると思いますよね。取っていても知らなかったら、全然市民にとっては何の役にも立たないことになってしまうので、その辺はしっかりとやっていただきたいというふうに思います。

次に、学校給食の無償化について、再質問をさせていただきたいと思います。

今第１段階、第２段階についての事業対象人数と事業費ですね、お伺いしました。やはり第１段階は給食費だけ無料になるという、そういうふうなことだったのですけれども、たった３人とかそういうふうな、事業としては私は効果がないというふうに、その３人の方を救われたということであれば、もちろん有意義なことですけれども、ここでは第１段階ではもっと大きく対象者を見込んでいたのではないかなと思います。

そこで、基準が生活保護基準ということで、かなり２００万円、３００万円、それでも子供を育てるといったら、本当に大変な状況ですよね。そういう中で、１．３から１．４、もうちょっと引き上げる必要があるのではないかなということがまず１点ですね。

そして、分からなかったという方もたくさんいるので３人しかいないのかなというところもあるので、周知方法、もうちょっと分かりやすくする必要があると思うのですね。

あと第２段階においては、小中学校９年間に限り３人ということなので、お姉ちゃん、お兄ちゃんたちが高校に行ったら対象にならなくなるのですけれども、実際今３人、４人育てること自体が大変なので、もうとにかく１８歳まで３人、４人以上、いらっしゃる家庭については、まずずっと１人になっても給食費を無料にする必要があると思うのですね。そういうふうに要件を緩和する必要があるのではないかなと思うので、このことについて御見解をお願いします。

○議長（堀　光雄君）　教育部長。

○教育部長（田辺正英君）　再質問にお答えいたします。

まず第１段階の就学援助制度における拡充策というか、掛け率のほうを引き上げるとか、周知方法が……、という御質問でございましたけれども、確かにそういうこともあろうかと思いますけれども、掛け率も検討いたしますし、周知方法、特に分かりにくいという御指摘がありますので、そちらのほうも改善してまいりたいなというふうには考えております。

また、多子家族学校給食費助成金交付制度、来年度から実施する予定でありますけれども、まだ実際にこの事業をやっておりませんので、来年度の実施状況を見た上で、今後どうするか検討してまいりたいと考えております。

○議長（堀　光雄君）　奥本議員。

○９番（奥本菜保巳君）　ありがとうございます。

再々質問させていただきたいと思います。

第１段階、第２段階もいいのですけれども、私は今物価高騰が続く中で、子育て世帯に対して子供１人給食費大体年５万円、６万円かかっていて、これが無償にならないのかなというふうに子育てしている家庭からも聞かれるのですよね。学校給食費を無料にしてほしいなというような声があるのです。

これまで踏み切れなかったのは、財源の問題だと思うのですよね。お金の問題だと思うのですよ。これが今までだと、国とか県が子育て支援の無料化をやると、今まで言ってこなかったので、長期的にずっと財源確保していかなければならないということで踏み切れなかったのではないかなと思うのですね。もう途中でやめることができませんから、この財源をずっと維持していくということが困難なのでやれなかったのかなと思っているのですけれども、今は県ができるだけ早く実施すると言っているのですよね。それであれば、長期間見る必要がなくなったのですよ。もう県が実施するまでの一、二、三年かかるか分からないのですけれども、早期にやるわけですよね。そうしたら、負担は一、二、三年ぐらい頑張ればいいのですよ、三沢が。そして、今住宅を建築するのに補助する事業が１億３，０００万円、これを８年間続けてきたわけなのですね。１人上限３００万円の補助金をあげるという事業ですけれども、こういったところに１億３，０００万円ずっとつぎ込んできたわけですよ。それを考えると、私はできないことはないのではないかなと思うのですね。県が始まるまでの二、三年頑張って三沢がやれば。今日の新聞でおいらせ町が医療費の１８歳まで無料化をするという記事が載っていましたけれども、これはやはり三沢が１８歳まで引き上げたということで、早速スピード感を持ってやっているのではないのかなというふうに感じました。その点について三沢も、やはりこのあたりしっかりと対応する必要があるのではないかなと思うのですが、その点についての見解をお願いします。

○議長（堀　光雄君）　教育部長。

○教育部長（田辺正英君）　再々質問にお答えします。

まず当市の給食費の無償化につきましては、これまでも何度も申し上げておりますが、段階的に施行してまいりたいということで御答弁を差し上げているところでございます。

また、来年度から第２段階として進むわけですから、こちらについても、先ほど申し上げましたけれども、実施状況を見ながら対処していきたいということで、基本的には段階的に、それを見ながら次の段階に進みたいというように考えておりますので、御理解を頂ければと思います。

なお、県の動きについては、先ほど教育長も申し上げましたように、若干ではありますが、早めに進むのかなというような認識を持っておりますので、しっかりと県の動きは注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（堀　光雄君）　奥本議員。

○９番（奥本菜保巳君）　御答弁ありがとうございます。

ぜひしっかり検討していただきたいなと思います。

教育問題の２点目なのですけれども、再質問させていただきたいと思います。

給食費の滞納世帯への徴収については、公会計化に移行することで教職員の負担軽減につながるのではないかというふうに言われていて、文科省も進めているのですけれども、私は青森市でもう既に公会計化に進んでいるということでお話を伺いました、担当課の方に。そうしましたら、青森市では、完全ではないのですね。公会計化になっている一般会計のほうに移行したというか、そっちのほうはできているのですけれども、やはりまだ教材費とかそういったものを、そして滞納に対する未納者への催促、そういったことはまだ学校側に残っているのだそうです。だから、完全公会計化というのは文科省も勧めているのですけれども、先ほど教育長もおっしゃっていましたけれども、未納者への催促等を含め徴収管理を地方公共団体の業務にすること、学校を経由せずに保護者と業者間で支払いや徴収等を行う方法、学校の負担軽減を図る取組の推進ということで、文科省から各自治体のほうにお願いをしているということなのだそうです。

文科省は、公会計化しない自治体名を今回ホームページで公表するというふうにしております。青森市のように公会計化していますと言われたのですけれども、でもまだやはりちょっと負担が学校側に残っているというふうなお話を聞いて、ちょっとまずは先生方の負担を軽減するために、給食費の徴収作業、事務作業、教材費、ＰＴＡ会費等の学校の徴収金について、補助する人、今は事務員の方もいらっしゃいますけれども、それ以外に補助する人を確保して対処するべきではないかなと思うのですが、その点についての御見解をお願いします。

○議長（堀　光雄君）　教育長。

○教育長（山内康之君）　教職員の事務負担を軽減するための人員配置が必要ではないかというふうな再質問にお答えいたします。

三沢市では教職員の働き方改革に関して、学校教育支援員だとか、あるいは学校司書、ＩＣＴ支援員、部活動指導員等を配置し、教職員の負担軽減に対応しているところであります。

学校給食の事務については、学校事務職の本務であるということから、万一業務過多になった場合には、市内１２校に１４名配置されている事務職員が相互に協力しあって対応することは可能であります。

また、教員が行っている事務の支援については、学校からの希望によって、県教育委員会から市内１２小中学校中８校に派遣されているスクールサポートスタッフが対応することも可能であります。

市といたしましては、学校給食に係る事務など、それ一つの業務のみで人員を配置することはできませんけれども、学校からの要望に応じまして、様々な事務作業を包含して行う人員の配置について検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（堀　光雄君）　以上で、奥本菜保巳議員の質問を終わります。

これをもって、一般質問を終わります。

◎日程第　２　議案第５７号から
日程第４３　議案第９８号まで

○議長（堀　光雄君）　次に、日程第２　議案第５７号令和５年度三沢市一般会計補正予算（第４号）から日程第４３　議案第９８号令和５年度三沢市一般会計補正予算（第５号）までを一括議題とします。

◎日程第４４　総括質疑

○議長（堀　光雄君）　日程第４４　ただいま一括議題といたしました全議案に対し、総括質疑を行いますが、通告がありませんの

で、総括質疑を終結します。

◎日程第４５　特別委員会の設置及び議案の付託

○議長（堀　光雄君）　日程第４５　特別委員会の設置及び議案の付託を行います。

お諮りします。

ただいま一括議題となっております議案の審査に当たりましては、８名をもって構成する予算審査特別委員会、同じく８名をもって構成する条例等審査特別委員会をそれぞれ設置し、これに付託の上、慎重に行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀　光雄君）　御異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会、定数８名、条例等審査特別委員会、定数８名をそれぞれ設置し、これに付託することに決しました。

それでは、議案の付託を行います。

予算審査特別委員会には、議案第５７号から議案第６４号まで及び議案第９８号の計９件を、条例等審査特別委員会には、議案第６５号から議案第９７号までの計３３件をそれぞれ付託します。

◎日程第４６　特別委員会委員の選任

○議長（堀　光雄君）　日程第４６　特別委員会委員の選任を行います。

ただいま設置されました２特別委員会の委員の選任については、三沢市議会委員会条例第８条第１項の規定により、お手元に配付、またはタブレットに配信しております特別委員会委員及び付託議案一覧表のとおり指名します。

なお、特別委員会委員の方々は、次の休憩中に委員長、副委員長をそれぞれ互選し、議長まで報告願います。

また、ただいま設置されました各特別委員会の組織会は、予算審査特別委員会を大会議室、条例等審査特別委員会を第２会議室において、それぞれ願います。

この際、委員会開催のため、暫時休憩します。

午前１１時２５分　休憩

午前１１時２９分　再開

○議長（堀　光雄君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど設置されました２特別委員会の委員長、副委員長の互選の結果をお知らせいたします。

予算審査特別委員会委員長、瀬崎雅弘委員、副委員長、春日洋子委員。条例等審査特別委員会委員長、小比類巻雅彦委員、副委員長、小比類巻孝幸委員とそれぞれ決した旨の報告がありました。

○議長（堀　光雄君）　以上で、本日の日程は終了しました。

なお、明日から１４日までは、特別委員会審査等のため、本会議は休会となります。

次回本会議は、１５日午前１０時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会します。

午前１１時３０分　散会